

# 商品券等の発行についてのご案内

商品券やギフト券、磁気式・IC式のプリペイドカード、電子マネー等、前払式支払手段の発行は、法律で規制されています。

**法律の適用を受ける商品券等の発行者は、  
財務局長への登録・届出が必要です。**

## 1. 法律の適用を受ける商品券等

商品券等のうち、下記の要件に該当するものの発行については、資金決済に関する法律（資金決済法）の適用を受けます。

- ・ 金額又は物品・サービスの数量が、商品券等に記載又は電磁的な方法で記録されていること。
- ・ 商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が、購入者（利用者）により支払われること（下記「よくあるご質問」参照）。
- ・ 商品券等が購入者（利用者）に対し発行されること。
- ・ 利用者が商品を購入するとき、サービスの提供を受けるときに、商品券等が提示、交付、通知その他の方法により使用されること。

ただし、

上記の要件に該当する場合であっても、法律の適用を受けないものがあります。

（例）

- ア) 発行の日から6か月内\*に限って使用できる商品券等
- イ) 乗車券    ウ) 美術館等の入場券    エ) 社員食堂の食券
- オ) 地方公共団体が発行する商品券    など

\* 6か月内の有効期間が明記されていても、事実上期間経過後も使用できるなど、期間の定めが形骸化している商品券等は、法律の適用を受けることになります。

### ◆◆ よくあるご質問 ◆◆

Q. イベントで商品券を**無償で提供**することを考えていますが、資金決済法の適用を受けますか？

A. 利用者に対価の支払いをしない無償の商品券は法の適用を受けませんが、既に発行している**有償の商品券と外観上及び帳簿上の区分がされていない場合は、無償の商品券も法の適用を受けます。**

プレミアム付商品券のプレミアム（割増価格分）や、電子マネーなどの無償発行ポイントについても同様です。

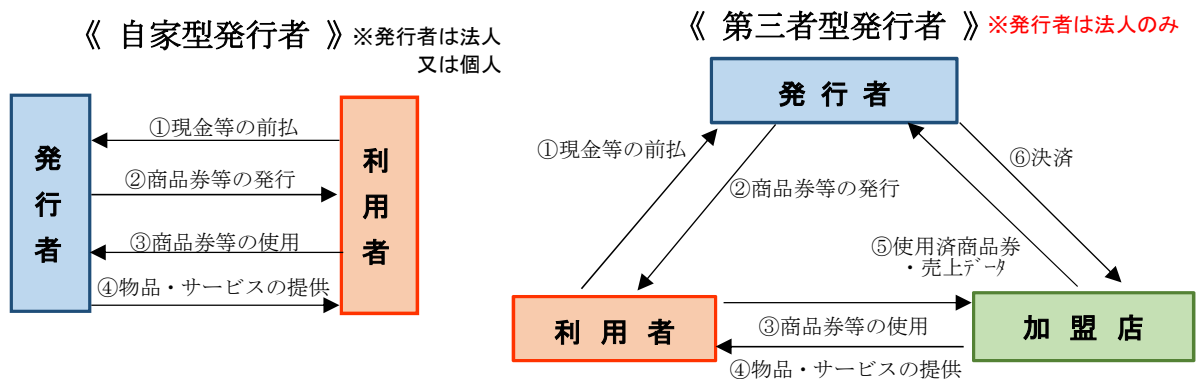
## 2. 財務局長への登録・届出等

### (1) 事前登録が必要な発行者 (第三者型発行者)

自社以外の店舗 (加盟店、フランチャイズ店等) でも使用可能な商品券等を発行  
 ⇒ 発行する金額に関わらず、商品券等を発行する前に財務局長の登録を受ける必要があります。

### (2) 事後届出が必要な発行者 (自家型発行者)

自社店舗でのみ使用可能な商品券等を発行  
 ⇒ 商品券等の未使用残高 (総発行額－総回収額) が基準日 (3月末または9月末) において **1千万円を超えた場合**、その未使用残高の2分の1以上の金額を供託の上、基準日から2か月以内に財務局長へ届け出る必要があります。



### ◇◆ よくあるご質問 ◇◆

Q. 第三者型発行者の登録にかかる期間や費用はどのくらいですか？

A. 申請から登録まで少なくとも**2か月程度**の審査期間を要します。お早めにご相談ください。  
 費用については、登録免許税として15万円が必要になります。  
 また、発行者は**一定の純資産額がある法人**であることなど、様々な要件があります。

Q. 発行後一定期間が経過し、税法による収益 (退職益) 計上したものについては、未使用残高から控除できますか？

A. 使用期限の到来していない商品券について、税法上の収益計上をもって未使用残高から控除することはできません。

Q. つり銭を出しても、法律上問題ありませんか？

A. **資金決済法上、前払式支払手段の払戻し (換金・つり銭) は原則として禁止**されています。発行者がつり銭総額を把握できており、法定の上限を超えない場合などは例外として認められます。

### 3. 資金決済法の主な内容

#### (1) 商品券等への表示義務（主な事項）

- ア) 発行者の氏名、商号又は名称
- イ) 商品券等の金額又は物品・サービスの数量（個数、本数等）
- ウ) 使用期間又は使用期限が設けられているときは、その期間又は期限
- エ) 苦情又は相談に応ずる営業所等の所在地及び連絡先
- オ) 電子マネーの場合、未使用残高を知ることができる方法

#### (2) 発行保証金の供託等

基準日（3月末又は9月末）において、発行した商品券等の未使用残高が1千万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を基準日から2か月以内に供託する必要があります。

ただし、銀行等との間で、発行保証金保全契約などを締結し、財務局長に届け出たときは、当該契約が有効である間、供託をしないことができます。

※ 発行者が銀行等の場合は、一定の要件を満たせば発行保証金の供託が不要となります。

#### (3) 届出・登録以降の義務

届出・登録以降は帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務（年2回）、登録（届出）内容の変更届出義務などの義務が課されます。

※ 法律の規定に反して、必要な登録や届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合等には、罰則が適用されることがあります。

### 4. 商品券等の発行に関する相談・照会等

登録・届出をはじめ、商品券等の発行に関する相談・照会等は、お近くの財務局・財務事務所へお問合せください。

東北財務局 理財部 金融監督第三課 TEL：022-263-1111  
(内線3123)

青森財務事務所 理財課 TEL：017-722-1463

盛岡財務事務所 理財課 TEL：019-625-3353

秋田財務事務所 理財課 TEL：018-862-4193

山形財務事務所 理財課 TEL：023-641-5178

福島財務事務所 理財課 TEL：024-535-0303

一般社団法人 日本資金決済業協会 TEL：03-6272-9255